

研究成果報告書サマリー (H23-B-03)

[専門研究B]

特別支援学校(知的障害)高等部における 軽度知的障害のある生徒に対する教育課程に関する研究 ―必要性の高い指導内容の検討― (平成22年度～23年度)

【研究代表者】井上 昌士

【要旨】

本研究では、近年特別支援学校(知的障害)高等部において増加が著しい、知的障害の状態が軽度(以下「軽度知的障害」と記す。)といわれる生徒に対する教育課程について、その検討や改善に資する知見を提供することを目的とした。

平成22年度の研究では、文献研究等で先行研究、知的障害の定義及び軽度の定義、療育手帳の判定の全国状況等を整理するとともに、全国特別支援学校知的障害教育校長会(以下「全知長」と記す。)と連携して教育課程の実態調査を行った。

平成23年度の研究では、その結果から軽度知的障害のある生徒に指導すべき内容として明らかになった「対人コミュニケーション」、「社会生活のルール」、「基本的生活習慣」、「職業能力の育成」の4つのキーワードについて、具体的な指導内容と教育課程上の位置づけについての調査を行い、22項目から構成される「必要性の高い指導内容」を明らかにした。

また、研究協力機関をはじめとする特別支援学校(知的障害)へのインタビュー調査をとおして、軽度の生徒に「必要性の高い指導内容」に関する指導事例を収集し、教育課程上の位置付けや具体的な指導方法について検討した。

本研究において明らかになった「必要性の高い指導内容」については、軽度知的障害のある生徒に対して教えるべき内容として焦点化し、各教科において重点化して指導したり、各教科等を合わせた指導に取り入れて指導したりすることが考えられるが、内容を焦点化するだけでなく、指導の形態間の関連性や指導方法についても留意し、教育課程編成を検討することが必要であると考察した。

今後の課題として、「必要性の高い指導内容」を基に、教育課程における位置付けの工夫やより効果的な指導方法について、学校現場での実践研究を積み重ねる必要があることが挙げられる。また、「必要性の高い指導内容」に関する学習状況の評価等の検討が挙げられる。

【キーワード】

軽度知的障害、教育課程、必要性の高い指導内容

平成24年3月



独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

National Institute of Special Needs Education

【背景・目的】

近年の特別支援学校における知的障害のある児童生徒の増加への対応は、多くの学校や自治体において喫緊の課題である。特に特別支援学校(知的障害)高等部においては増加が著しく、その中でも軽度知的障害の生徒が増え、高等部全体の中で占めるその割合も多くなってきている。本研究所では、平成21年度に「知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校に在籍する児童生徒の増加の実態と教育的対応に関する研究」に取り組んだ。この中で報告した全知長の調査によると、高等部における療育手帳の障害の程度が軽度の生徒は28%に及び、小学部の5%、中学部の9%と比べると、障害の程度による学部間の人数構成が大きく異なることが明らかになった。また、高等部入学前の在籍機関については、中学校特別支援学級が50%を超え、少数ながら中学校通常学級から入学するケースがあることも明らかになった。そのような現状の中で、卒業後を見据え、社会的及び職業的自立の促進を踏まえた軽度知的障害の生徒の教育的対応の検討が、各学校においては大きな課題となっている。

本研究では、特別支援学校(知的障害)高等部における軽度知的障害のある生徒に対する教育課程の検討及び改善に資する知見を提供することを目的とした。

【方法】

(1) 平成22年度の研究

- ① 既存のデータの収集と整理(先行研究等の文献調査、我が国及び米国における知的障害及び軽度知的障害の定義、諸外国における知的障害の定義、我が国における療育手帳の判定の全国状況)
- ② 特別支援学校(知的障害)高等部軽度知的障害のある生徒に対する教育課程に関する実態調査
- ③ 研究協議会における協議及び検討
- ④ 研究協力機関、研究パートナー校訪問による情報収集
- ⑤ 海外視察による情報収集 訪問国：スウェーデン

(2) 平成23年度の研究

- ① 特別支援学校(知的障害)高等部における軽度知的障害のある生徒における各教科等の教育内容に関する実態調査
- ② 軽度知的障害のある生徒に特に必要な指導内容に関する指導事例調査
- ③ 研究協議会における協議及び検討
- ④ 研究協力機関、研究パートナー校訪問による情報収集
- ⑤ 海外視察による情報収集 訪問国：アメリカ合衆国

【結果と考察】

(1) 平成22年度の研究

- ① 国内外の知的障害の定義や軽度の範囲に関する調査からは、我が国においては、軽度の定義や範囲は明確に示されていないことが改めて確認された。また、療育手帳の判定に関する全国状況の調査からは、判定基準が都道府県ごとに異なっていることがわかった。このような現状と、研究協力機関やパートナー校に在籍している生徒の実態から、「軽度」という範疇に該当する生徒の実態はかなり幅広いことがうかがわれた。軽度知的障害といわれる生徒についても、一人一人の実態をしっかり把握し、教育的ニーズに応じることの重要性を改めて確認した。
- ② 平成22年度の全知長の情報交換資料により、療育手帳の区分を参考にした軽度の児童生徒の割合を把握した。軽度の児童生徒の在籍割合が小学部7.0%、中学部11.9%に対し、高等部は33.6%であり、高等部と他学部では明らかに軽度知的障害のある生徒の在籍割合が異なることが示された。また、平成22年度の実態調査では、軽度知的障害のある生徒の入学前所属機関において、特別支援学級を含む中学校が85%を占めていることが明らかになり、入学前の学習履歴が特別支援学校中学部から入学してきた生徒と異なることが推測された。そのため、軽度知的障害のある生徒に必要な指導内容を明らかにし、学校間の移行の視点をふまえた対応が必要とされた。
- ③ 教科については、本調査の教育課程編成・実施上の課題の中には「教科指導の充実」の必要性が挙げられていた。軽度知的障害のある生徒の卒業後を考えると、軽度知的障害の状態像を踏まえた「生活に生かす」視点、知的好奇心の充足、余暇活動の充実といった観点についても踏まえつつ、現行の特別支援学校学習指導要領に示されている教科の内容に関して、生徒の実態に応じて重点的に指導を行うべき内容を明らかにする必要があると捉えた。特に、国語と数学に関しては、「生活に生かす」視点と最も関連があると思われ、優先的に取り上げる必要があると捉えた。
- ④ 特別支援学校(知的障害)高等部軽度知的障害のある生徒に対する教育課程に関する実態調査では、全知長加盟の高等部のある本校、分校、分教室、校舎等590校を調査対象とした。軽度知的障害のある生徒のための新しい指導内容を検討する際には、それぞれの学校のタイプや教育課程上の位置づけについて留意する必要があると考え、①小中高のある本校・分校(中高の学校2校を含む)②高等部のみの分校・分教室・校舎③高等特別支援学校の3つの学校のタイプに大別して、軽度知的障害のある生徒の教育課程の分析を行った。
- ⑤ 上記のどの学校タイプにおいても、生徒指導上の課題を多く抱えていることがわかった。特に、不登校、不健全な異性との交遊等、が多く挙げられており、これらの生徒指導上の課題を解決するための具体的な指導例についても検討する必要があると考えた。
- ⑥ 軽度知的障害のある生徒に特に必要と思われる指導内容として「対人コミュニケー

「コミュニケーション能力」、「社会生活のルール」、「基本的な生活習慣」、「職業能力の育成」が多く挙げられた(図1)。これらに関する具体的な指導内容や効果的な指導方法、指導上の課題等は明らかになっておらず、今後、調査及び検討が必要であると考えた。

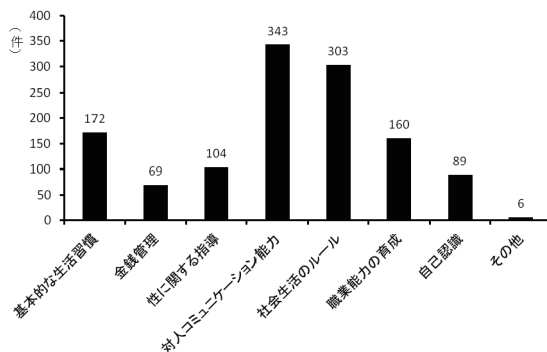


図1 軽度特に必要と思う指導内容(3つまで選択)

(2) 平成23年度の研究

- ① 各教科等の教育内容に関する実態調査の「基本情報編」では、全知長加盟の高等部のある本校、分校、分教室、校舎等620校を調査対象とした。回答校445校における設置学科の内訳は、普通科が390校、専門学科は37校、普通科と専門学科の両方を設置する学校は18校であった。軽度知的障害のある生徒のための類型化やコース制の設置状況については、「教育課程は分かれていないが、一部の各教科等において能力別や進路別のグループを編成している」が230校と最も多く、「軽度知的障害のある生徒が多く在籍する教育課程の類型、コース等がある(例：職業類型、就労コース等)」が135校、「教育課程は分かれておらず、グループ編成も行っていない」が45校という結果を得た。年間授業時数に関して、「領域・教科を合わせた指導」、「教科別の指導(専門教科、学校設定教科等を含む)」、「総合的な学習の時間」、「領域別の指導(道徳、特別活動、自立活動)」の年間授業時数について調査し、それぞれの年間総時数の分布が明らかになった。各教科等の教育内容に関する実態調査の「必要な指導内容編」では、「対人コミュニケーション能力」、「社会生活のルール」、「基本的な生活習慣」、「職業能力の育成」の4つのキーワードについての具体的な指導内容を「授業で取り上げている指導内容」及び「教えることが難しいと感じている指導内容」に分けて設問し、キーワードごとに指導内容を明らかにした。分析には、SPSS Text Analytics for Survey ver.4.0(IBM社)を用いた。その結果を(a)授業での取り上げが多く、指導が難しい内容には挙がっていない指導内容、(b)授業での取り上げが多く、指導が難しい内容としても挙がっている指導内容、(c)授業での取り上げが少なく、指導が難しい内容として挙げられた指導内容の観点において分析し考察を加えた。(a)は、「挨拶、返事、報告、連絡、相談」、「身だしなみ」等、繰り返しの指導によって定着が可能な技能に関する内容が多く挙げられた。(b)は、「相手の気持ちを考えて話す」、「場や相手に応じた言葉遣いや挨拶」、「携帯電話の適切な使い方」等、状況に応じた判断やセルフコントロールに関係した内容が挙げられた。これらについては設問の関係から、授業で取り上げ、効果的な指導がなされている場合と、授業で取り上げているものの指導の効果が十分ではない場合の両方が含まれていることが考えられた。(c)は、「職場での会話、世間話」、「お

金や物の貸し借り」、「働く意欲」等、指導場面の設定が難しいものや技能として定着させることが難しいものが挙げられた。これらの背景には、学校内で行う授業における場面設定や内容の取扱いの難しさがあると推察され、家庭や地域との連携による指導の工夫が求められると考えた。

- ② 各教科等の教育内容に関する実態調査の「国語編」及び「数学編」では、特別支援学校高等部学習指導要領における知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の国語科及び数学科における第2段階の指導内容を参考に、特別支援学校高等部学習指導要領解説 総則等編(高等部)にある「国語」(第2段階)及び「数学」(第2段階)の指導内容の具体例に関して履修状況を調査した。国語科と数学科の指導内容の具体例について、軽度知的障害のある生徒に対する指導における取り扱いの有無や、他の指導の形態への関連性が明らかになった。
- ③ 軽度知的障害のある生徒に特に必要な指導内容に関する指導事例調査では、前述した4つのキーワードに関する具体的な指導内容に対する指導の工夫について、研究協力機関、研究パートナー校へのインタビュー等を通じて事例収集を行った。さらに、②の「必要な指導内容編」において指導が難しいとされた指導内容について、具体的な事例を収集し、考察した。「対人コミュニケーション能力」、「社会生活のルール」、「基本的な生活習慣」に関しては、職場での敬語の使い方、休憩時間の世間話等の就労場面で必要となるスキルについては授業で取り上げられていた一方、対人的なトラブル、金銭トラブル等については個別的な対応が多く、授業での取り扱いは少なかった。「職業能力の育成」に関しては、指導が難しい内容として「働く意欲を育てる」ことや「職業適性の理解」等が挙げられた。これらについては、効果的とされた指導事例は少なかったが、意図的に地域等における活動を設定し、他者に認められる経験を積み重ねることや、自己評価と他者評価を組み合わせるといった評価の工夫等、「本人がどうありたいか」ということを踏まえたキャリア教育の視点をふまえたものが挙げられた。4つのキーワードに関する課題は複雑に絡み合っているケースもあることから、各キーワードを踏まえた総合的な指導プログラムの開発や、予防的な指導プログラムの必要性、座学的な内容とともに生活に根ざした実際の場面での指導の必要性、指導の形態間の関連付けの必要性が挙げられた。

【総合考察】

(1)「必要性の高い指導内容」の教育課程上の位置づけと実施上の工夫

本研究では、前述したように4つのキーワードについて、「授業で取り上げている指導内容」、「教えることが難しいと感じている指導内容」を明らかにした。さらに、

表1 軽度の生徒に必要性の高い指導内容

| キーワード | No | 必要性の高い指導内容 |
|---------------|----|----------------------------|
| 対人コミュニケーション能力 | 1 | 自分の気持ちや考えを言葉で相手に伝える。 |
| | 2 | 相手(人)の話を聞く。 |
| | 3 | 挨拶、返事、報告、質問、相談をする。 |
| | 4 | 相手の気持ちを考えて話す。 |
| | 5 | 職場の人と世間話などの会話をする。 |
| | 6 | 場に応じた言葉遣いをする。 |
| 社会生活のルール | 1 | 時計などを使って時間を守る。 |
| | 2 | 公共施設、交通機関の利用の仕方やマナーを身に付ける。 |
| | 3 | 場に応じた服装、身だしなみをする。 |
| | 4 | 自分の役割を果たす。 |
| | 5 | 携帯電話の適切な使い方やマナーを身に付ける。 |
| | 6 | 金銭や物の管理・貸し借りのルールを身に付ける。 |
| | 7 | 適切な男女交際の仕方を身に付ける。 |
| 基本的な生活習慣 | 1 | ロッカーや机など身の回りを整理する。 |
| | 2 | 夜更かしをせず、規則正しい生活をする。 |
| | 3 | 休日など余暇の過ごし方を身に付ける。 |
| | 4 | バランスのよい食事をする。 |
| | 5 | 身体を清潔にする習慣を身に付ける。 |
| 職業能力の育成 | 1 | 指示やアドバイスを聞いて、品質の高い製品を作る。 |
| | 2 | 正しく道具を使って、安全に作業する。 |
| | 3 | 働く意欲を持つ。 |
| | 4 | 自分の職業適性を理解する。 |

(「H23年度の調査において、「教えることが難しいと感じる内容」から整理された指導内容)

研究分担者の協議により、「授業で取り上げている必要性の高い指導内容」と「取り上げる必要性はあるが、指導が難しい指導内容」について、これらに重複する内容の整理と文言等の見直しを行い、22項目の「軽度知的障害のある生徒に必要性の高い指導内容(以下「必要性の高い指導内容」と記す。)(表1)」として示し、学習指導要領との関連を整理した。「必要性の高い指導内容」の教育課程への位置付けについては、各特別支援学校において教育課程の全体バランスを考慮した上で、各教科において重点化して指導したり、各教科等を合わせた指導において取り入れて指導したりすることが考えられた。また、「必要性の高い指導内容」の指導においては、関連する内容を各教科において並列的に指導するよりも、それらを抽出し、各教科の目標や内容及び先に示した4つの観点を踏まえ、必要に応じて単元や題材等に有機的に統合したり、配列したりして指導を進めることが効果的であると考えた。

(2) 今後の課題

今後の課題としては、本研究によって明らかになった22項目の「必要性の高い指導内容」を基に、教育課程における位置付けの工夫やより効果的な指導方法について、学校現場での実践研究を積み重ねる必要があることが挙げられる。また、本研究では、特別支援学校(知的障害)を対象とした実態調査により、「必要性の高い指導内容」そのものは明らかになったが、これらの指導内容について、各特別支援学校において学習状況をどのように評価し、指導計画や授業の改善に反映しているかについて検討することが今後の課題として挙げられる。

【成果の活用】

- ・平成22年度研究所セミナーⅡ(平成23年2月)において、本研究の平成22年度の成果について一部発表した。
- ・日本特殊教育学会第49回大会(弘前大学)(平成23年9月)において、平成22年度の研究の調査結果をもとに、自主シンポジウム「知的障害特別支援学校高等部における軽度知的障害のある生徒に対する教育課程の現状と課題」を行った。
http://jase49.jtbcom.co.jp/data/prog_me.pdf
また、「知的障害特別支援学校高等部における軽度知的障害のある生徒に対する教育課程の現状と課題 1、2」としてポスター発表(1)(2)も行った。
http://jase49.jtbcom.co.jp/data/prog_poster.pdf
- ・平成23年度全知長第1回及び第3回代表者研究協議会において、本研究の中間発表を行い、本研究の理解、普及を図った。次年度は成果発表を予定している。
- ・最終報告書については、Webサイトで公開予定
- ・専門研修等の講義での活用を検討している。
- ・今後、特別支援学校において、「必要性の高い指導内容」等の本研究における成果が活用され、教育課程編成の際の参考となることが期待される。